

三高中学校生徒指導規程

江田島市立三高中学校
生徒指導部

この生徒指導規程は、三高中学校生徒憲章に掲げられた精神を実現し、みんなが幸せになれる社会をめざすために定めたものです。三高中学校生徒である自覚と誇りを持って次に掲げる規程を守り、責任ある行動をとりましょう。

三高中学校生徒憲章

- 一、すべての命を慈しみ、共に生きていきます
- 一、未来を見つめ、自ら考え、行動していきます
- 一、よりよい生き方を求め、共に学びあいます

1 学校生活に関すること

1 登下校に関すること

- (1) 登下校は安全に気をつけ、定められた通学路を、交通規則や交通道徳を正しく守って通学する。(自転車通学は許可を受けた生徒が使用し、必ずヘルメットを着用する。自転車通学規定に違反した場合は、自転車通学許可を取り消すことがある。)
- (2) 8:05までに登校し、8:10には自分の席に着き、一日の学習に備える。欠席、遅刻、早退の時は、原則、保護者が8:00までに連絡する。
- (3) 登校後は、校外に出ない。必要がある時は、先生の許可を得る。
- (4) 完全下校時刻を守る。(3月～10月は18:00、11月～呉・賀茂大会は17:30、呉・賀茂大会～1月第2週は17:00、1月第3週～2月は17:30) 試験週間や部活動の大会等で変更する場合がある。また、途中で飲食店に入ったり、買い食いをしたりしない。
- (5) 学校生活に必要なものを考え、持参する。貴重品、ゲーム、携帯電話等の不要物場合は没収し、保護者に返却する。

2 授業に関すること

- (1) 始業1分前には着席しておく。
- (2) 遅れて教室に入る時や授業中教室を離れる時は、先生に申し出て、許可を得る。
- (3) 授業中は学習に集中する。

3 休憩時間に関すること

- (1) 授業後の休憩は、教室の移動や授業準備など必要なことを考えて行動する。
- (2) 他学年の教室や特別教室等に用事がないのに入室したり、あちこち歩き回ったりしないようにする。また、校内の立ち入り禁止区域には行かない。

4 保健室の利用に関すること

- (1) 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をし、早退する。

5 給食時間に関すること

- (1) 当番は、エプロン・マスク・三角巾を正しくつけて準備する。
- (2) 当番以外の生徒は、業間運動を行う。(中止の場合は廊下で静かに待つ。)

6 清掃・美化に関すること

- (1) 校舎内外を汚さないように気をつける。
- (2) ロッカーについては自分の使用する場所を整理・整頓するとともに、公共物であることを考え、利用する。
- (3) 黙動清掃をする。

7 部活動に関すること

- (1) 部活動の活動できる時間、朝の会開始時刻、完全下校時刻は、以下の通りとする。各部活動に積極的に参加し、欠席・遅刻・早退などは活動の開始までに顧問に連絡する。

	時期	活動できる時間	朝の会開始時刻	完全下校時刻
朝	通年	7時30分～7時55分	8時10分	
放課後	3～10月	17時45分まで		18時00分
	11～呉・賀茂	17時15分まで		17時30分
	呉・賀茂～ 1月第2週	16時45分まで		17時00分
	1月第3週～ 2月	17時15分まで		17時30分

- (2) 平日の部活動時間は2時間以内、休日の部活動時間は3時間以内とする。
 (3) 休日の練習及び部活動の遠征についても、この生徒指導規程に準じて活動する。
 (4) 学校外の地域のスポーツ活動に参加する者は、学校の部活動に所属しなくても良い。

8 挨拶・礼儀に関すること

- (1) 誰とでも気持ちのよい挨拶をするなど、礼儀をわきまえた行動をとる。
 (2) 職員室や他の教室に入室する時は「失礼します」と言って一礼し、ドアを閉めてから用件を伝える。退室する時は「失礼しました」と言って一礼して退出する。
 (3) 年上の人に対しては、「です。」「ます。」と丁寧な言葉を用いる。

9 容儀に関すること

	規定	備考
制服	本校指定の制服	・学生服はカラーをつける。 ・スカートは膝が隠れる長さ。
シャツ	冬期: 白のカッターシャツ 夏期: 白の開襟シャツ	・制服のボタンは全て留める。 ・第一ボタンは開けても良い。
靴下	白のスクールソックス(ワンポイント可)	
靴	白の紐付き運動靴(動きやすく、体育で短距離走ができるもの)※ハイカットは不可	・雨天時は雨靴でもよい。 ・紐も白とする。
上履き	黄・青・赤の3色を学年ごとに使用	
ベルト	黒・紺・茶の無地を着用	・全面に穴の開いた派手なものは不可。
カバン	指定カバンと補助として派手でないサブバックを使用してもよい。	・カバンに装飾品はつけない。
セーター・ベスト	Vネックに限る。(黒・紺・灰の無地)※兄弟が使用していた白いセーターについては可とする。	・制服の袖や裾から出ない長さとする。 ・セーター等は上着の下に着用する。
手袋・マフラー・ネックウォーマー	可(黒・白・紺・茶・灰の無地、ワンポイント可)	・校舎内では、着用しない。
頭髪	前髪: 目にかかれば切るか、たれないようにしっかりピンで留める。 横髪・後髪: 肩にかかれば切るか束ね、前髪以外の横髪は、たれないようにピンで留める。 ・パーマ・染髪・脱色・剃り込み禁止。 ・部分的な長髪や短髪は禁止。入試や就活に常時ふさわしい頭髪にする。	・ゴム、ピンは黒・紺・茶の単色 ・ムース・ジェル・整髪料は使用しない。 ・リボン等の装飾をしてはいけない。
その他	・夏期の制汗スプレーや汗ふきシート、冬期のハンドクリームの使用は認める。 ・マニキュア、ペニキュア、香水を使用してはならない。 ・制服及び身体にピアス・イヤリング・ネックレスなどのいかなる装飾品をつけてはならない。	・いずれも無香料のものとする。

※流行を学校に持ち込まない。

※学校は学ぶ場であり、おしゃれを楽しむ場ではない。

※学校生活にふさわしい容儀とは、高校入試や就職試験に行くのに適しているものである。

2 校外での生活に関すること

校外における生活においても、本校生徒であるという自覚と責任をもった言動を常に心がける。

- (1) 自宅から外出する時には、行き先・帰宅時刻を家族に伝えておく。
 (2) 保護者同士の同意かつ保護者が同伴(どちらか)の場合を除き、夜間外出や外泊を行わない。
 (3) 保護者等が同伴の場合は、カラオケやゲームセンター等へ立ち入ることができる。
 (4) 社会のルールやマナーを守る行動を考え、行動する。
 (5) 交通法規等を遵守し、交通事故や水難事故等には十分に気をつける。
 (6) 喫煙・飲酒・無免許運転・薬物乱用等の触法行為を絶対にしない。
 (7) 携帯電話・スマートフォン・タブレット等で、SNS等を使用する場合は、ルールやモラルを守る。また、フィルタリング設定を行い、様々なトラブルや犯罪の未然防止に努める。

3 特別な指導に関すること

次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要であると認められる場合は、特別な指導を行うことにより、再発を防止する。

1 法令・法規に違反する行為

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 飲酒・喫煙 | ② 暴力行為・威圧・強要行為 |
| ③ 建造物・器物破損 | ④ 窃盗・万引き |
| ⑤ 性に関するもの | ⑥ 薬物等乱用 |
| ⑦ 交通違反 | ⑧ 刃物等所持 |
| ⑨ その他、法令・法規に違反する行為 | ⑩ いじめ |

2 本校の規則等に違反する行為

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ① 喫煙同席・煙草等の所持 | ② カンニング |
| ③ 家出及び深夜徘徊 | ④ 無免許運転及び乗車 |
| ⑤ 無断アルバイト | ⑥ 暴走族等への加入・勧誘 |
| ⑦ 登校後の無断外出・無断早退 | ⑧ 授業エスケープ |
| ⑨ 指導に従わないなどの指導無視および暴言等 | |
| ⑩ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為 | |

3 反省指導

特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 反省文、奉仕活動等
- (3) 別室指導

4 反省指導の実施

反省指導は、通常の学校生活をしながら行う反省（以下、授業反省）と別室で行う別室反省の2段階とする。反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会等への参加の可否は、別途協議する。

5 反省指導の期間

反省指導の期間は、その都度協議して決定するが、授業反省については概ね3日から5日、別室反省については、概ね1日から3日とする。

ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

6 その他【出席停止】

(1) 出席停止について

江田島市教育委員会は、学校教育法（第35条）により、次に掲げる行為の1つまたは2つ以上を繰り返し、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる場合には、保護者に対して出席停止を命ずる場合がある。

なお、その場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付する。

- ① 他の生徒に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- ② 職員に傷害、または心身の苦痛を与える行為
- ③ 施設または設備を破損する行為
- ④ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(2) 関係機関（警察）連携について

上記3に係る法規・法令に違反する行為については、「児童生徒の健全育成に係る江田島市教育委員会と江田島警察署との相互連絡制度に関する協定書（平成28年2月10日）」に基づき、江田島市教育委員会と協議の上、江田島警察署との連携を図る。